

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のとおり公布する。

令和8年4月1日

久喜市教育委員会

教育長

柿沼光夫

久喜市教育委員会規則第6号

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

別紙のとおり

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(久喜市教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会公告式規則（平成22年久喜市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「押印」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 規則の公布は、久喜市公告式条例（平成22年久喜市条例第5号）第2条第2項の規定の例により行うものとする。

第3条第1項中「記入して教育長印を押さなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第2項中「これを」を「ついて」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、久喜市公告式条例第2条第2項ただし書の規定を準用して久喜市役所に設置する掲示場に掲示するときは、教育長印を押さなければならない。

(久喜市出席停止の命令の手續に関する規則の一部改正)

第2条 久喜市出席停止の命令の手續に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市立幼稚園預かり保育に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

(久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第4条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

(久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則の一部改正)

第5条 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市教育集会所条例施行規則の一部改正）

第6条 久喜市教育集会所条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第39号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「印」を削る。

（久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則の一部改正）

第7条 久喜市立小学校、中学校及び義務教育学校教室の開放に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「印」を削る。

（久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第8条 久喜市教育委員会子ども・子育て支援法施行規則（令和元年久喜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第4号から様式第7号までの規定中「印」を削る。

（久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正）

第9条 久喜市特別支援教育就学奨励費支給規則（令和4年久喜市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

（久喜市教育支援センターに関する規則の一部改正）

第10条 久喜市教育支援センターに関する規則（令和5年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第6号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の久喜市教育委員会公告式規則の規定は、この規則の施行の日以後にする公布について適用し、同日前にした公布については、なお従前の例による。